

## 地区計画の届出の提出書類（調布保谷線沿線地区）

地区計画の地区整備計画内で建築行為等を行う場合は、都市計画課へ届出が必要となります。

○：添付図書    ◎：法律により添付することが定められている図書

	案内図	区域図	設計図	配置図	平面図	立面図	施行図	その他	委任状
	届出が必要な行為	縮尺：適宜	1/1000 以上	1/100 以上	1/100 以上	1/50 以上	1/50 以上	1/100 以上	縮尺：適宜
	方位・道路及び目標となる地形地物等を表示	土地の区域、区域内及び周辺の公共施設等を表示	切土・盛土の範囲、造成計画等を表示	敷地内の建築物等の位置を表示 ※6	各階のもの（工作物の建設の場合は、除く）	2面以上屋根及び外壁等の色彩・仕上げ等を表示	施行方法を表示	その他参考となるべき事項を記載した図書 ※7	届出を代理人に委任する場合に提出 ※8
土地の区画形質の変更 （敷地の分割など）※1	○	◎	◎					◎	○
建築物の建築※2、工作物の建設、建築物等の用途の変更※3	○			◎	◎	◎		◎	○
建築物等の形態又は意匠の変更 ※4	○			◎		◎		◎	○
門又は塀・垣又はさくの設置	○			◎		◎		◎	○
木竹の伐採 ※5	○	◎					◎	◎	○

※1 都市計画法第29条第1項に基づく開発許可を要する行為は除きます。

※2 建築物の新築、増築、改築及び移転をいいます。

※3 地区計画整備計画で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※4 地区計画整備計画で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※5 地区計画整備計画で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。

※6 既存の道路と敷地、門・塀等の位置を記載するとともに、地区計画整備計画で「壁面の位置の制限」が定められている場合は壁面後退距離等も記載願います。

※7 地区整備計画で「敷地面積の最低限度の制限」が定められている場合、**土地の登記簿謄本又は土地の売買契約書の写し**を添付してください。また、「地区計画区域内における行為の届出書確認表」は、縦じ込まず提出してください。

※8 委任された代理人（設計者等）の連絡先を記入願います。

※9 図面はA4サイズに左とじ折り込み、『地区計画区域内における行為の届出書』を表紙にして提出してください。

※10 敷地が2つの用途地域にわたる場合は、都市計画証明の写しを添付していただく場合があります。

## 目標容積率認定申請の提出書類

目標容積率の適用を受けるには、建築指導課へ認定申請を行う必要があります。

○：添付図書    ◎：法律等により添付することが定められている図書

	付近見取図	配置図	各階平面図	立面図	断面図	委任状
	認定が必要な行為	縮尺：適宜	1/100以上	1/100以上	1/50以上	1/50以上
	方位・道路及び目標となる地形地物等を表示	縮尺、方位、敷地境界、敷地内の建築物位置、申請建物と他建物との別、擁壁位置、周辺の公共施設等を表示	縮尺、方位、間取、各階の用途、壁及び開口部の位置を表示	2面以上各階のもの（工作物の建設の場合は、除く）で、縮尺及び開口部の位置を表示	2面以上縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒、ひさしの出、軒の高さ、建築物の高さを表示	届出を代理人に委任する場合に提出
目標容積率の認定	◎	◎	◎	◎	◎	○